

鳥取県障がい児者自発的活動支援事業 実施要綱

1 補助金交付額の算定について

(1) 交付額の算定

対象経費から補助事業に伴う収入を除いた額（算定基準額）に補助率1/2を乗じた額と、上限額とを比較していずれか低い額（以下、「補助基準額」という。）。

ただし、応募のあった事業数が多い場合は、予算額を応募時の補助基準額に応じて按分した額を上限とする。

(2) 上限額

- ①「区分（1）自発的レク活動事業」を実施する場合…100千円
- ②「区分（2）地域づくり交流促進事業」を実施する場合…250千円
- ③その他、必要に応じて障がい福祉課長が別に定める額

2 補助事業の応募について

(1) 事業の主な流れ

1月中旬～3月上旬	当初募集 ※期限：毎年度定める応募期限 【提出書類】・応募用紙
4月上旬	交付申請案内（内示）送付 ※内示により事業着手可となります（支出は不可）
～最もはやい支出の時期の30日前	交付申請 ※期限：最もはやい支出の時期の30日前 【提出書類】・交付申請書・事業計画書（様式第1号）・収支予算書（に準ずる書類）（様式第2号） ・申請団体の活動概要・状況がわかる資料（総会資料・パンフレット等） ・事業に参加する障がい児者の名簿
	交付決定 ※交付決定日以降の支出のみ補助対象とします
※予算に余力があった場合	
～最もはやい支出の時期の60日前	追加募集 ※期限：最もはやい支出の時期の60日前 ※随時募集 ※採択は先着順となります 【提出書類】・応募用紙
	交付申請案内（内示）送付 ※内示により事業着手可となります（支出は不可）
～最もはやい支出の時期の30日前	交付申請 ※期限：最もはやい支出の時期の30日前 【提出書類】・交付申請書・事業計画書（様式第1号）・収支予算書（に準ずる書類）（様式第2号） ・申請団体の活動概要・状況がわかる資料（総会資料・パンフレット等） ・事業に参加する障がい児者の名簿
	交付決定 ※交付決定日以降の支出のみ補助対象とします
事業完了後 ～事業翌年度4月末	実績報告 ※期限：事業完了後30日以内 または事業翌年度4月末 【提出書類】・実績報告書・事業実績報告書（様式第1号）・収支決算書（に準ずる書類）（様式第2号） ・事業の概要・状況がわかる資料等（広報物や写真等） ・障がい児者の事業への出欠状況がわかる資料 ・領収書の写し等支出の内容・時期・状況がわかるもの
	補助金額の確定・補助金精算払

※応募は補助事業に係る支出のうち最もはやい支出の時期の60日前まで、交付申請は最もはやい支出の時期の30日前までの受付を原則とします。

(2) 応募方法

「応募用紙」を作成し、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより、以下の応募先に提出してください。

【応募先及び問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

電話：0857-26-7866 ファクシミリ：0857-26-8136 電子メールアドレス：shougai.fukushi@pref.tottori.lg.jp

なお、「応募用紙」の様式は、鳥取県庁障がい福祉課のホームページからもダウンロードできます。

(URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/264526.htm>)

(3) 応募期限

障がい福祉課長が別に定める日